

環境インフラ海外展開基本戦略

7月25日
環境省

I. 背景

途上国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後の更なる市場の拡大が見込まれる。一方、急速な都市化と経済成長は、大気汚染や水質汚染などの公害問題への対応や廃棄物処理の必要性をもたらしている。特に貧困層が被害を受ける廃棄物や公害問題、温暖化の影響を回避するためには、先進国の教訓を活かし、問題が拡大する前に、環境インフラの導入・普及により公害被害のコストを減らし、トータルの環境対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す必要がある。

また、気候変動の緩和の分野では、途上国においても2050年の長期的な視野において大幅な削減が求められる。これから導入されるインフラは2050年断面でも利用されるものも多く、徹底した省エネ型のインフラの普及が必要となる。

我が国の先進的な技術・ノウハウ・制度を途上国に移転することにより、途上国において、環境と経済の両立をいち早く実現する持続可能な開発を実現するとともに、気候変動問題等のグローバルな課題にも途上国が効果的に貢献できるようにすることは、我が国のソフトパワーの強化及び外交的地位の向上に貢献し、我が国の多様なビジネスの展開及び地方活性化に大いに寄与するものとなる。

平成29年5月29日策定のインフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)においては、従来からの気候変動の緩和分野に加えて、廃棄物分野が新たなインフラ分野として位置付けられ、途上国における環境分野でのインフラの普及に戦略的に取り組むことが決定されている。インフラシステム輸出戦略の環境関連部分を具体的かつ総合的に進めるため、分野別・地域別の実施方針や体制の整備、対外機関との連携等を示す「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定する。

II. 戦略の方向性

(A) 基本方針

各国の実情やニーズに応じた環境インフラの整備を促進するため、個々のプロジェクト形成・実施の支援はもとより、関連する制度設計や研修等の人材育成・能力開発の支援に至るまでパッケージとしてとらえ、関連事業を着実かつ適切に実施する。

特に我が国と経済の結びつきの強い東南アジア各国においては、経済発展の中で、大都市域を中心に環境インフラのニーズが顕在化し、また経済レベル的に日本と同等の技術を導入する必要がある段階に入りつつあることから、個々のプロジェクトの実施支援と、それを実現するための環境整備に注力する。

また、南アジア、太平洋島嶼国、中東、アフリカ等では、その国の環境や経済のレベルに応じた適切な技術の導入や、プロジェクトの前段階としての法制度及び社会システムの導入を目指す。

その際、官民一体で民間企業と連携するとともに、アジア開発銀行(ADB)、政府関係機関等との協力案件の構築を図る。

(B) 主要施策

2 国間政策対話、地域フォーラムを活用したトップセールス

主要協力国のうち、毎年 1、2 カ国を対象に、在外公館等とも連携して、環境省による様々な活動や案件の紹介をするためのイベントを連続して開催することで、政策レベルの協議から、実務レベルのセミナー・研修という流れをつくり、効果的な一連の協力を実施する。具体的には、1～数週間の「ジャパン環境ウィーク」を設定し、ハイレベルによる二国間政策対話をキックオフとして、その後、各部局が実施するワークショップ、民間企業が有する環境技術の紹介、両国間の関係者間のネットワーキング等を実施する。その他の国についても、二国間の政策対話等のハイレベルでの対話において、我が国の環境政策とともに環境インフラ技術を紹介する。

また、各地域の途上国の政府関係者、我が国の環境関係企業等を招聘して、現地で環境インフラシンポジウム(仮称)を開催し、日本の環境インフラ技術やノウハウを発信して、相手国の環境問題の解決策を提案するとともに、途上国の関係者とのビジネスマッチングを行う。さらに、地域別、分野別に環境インフラの市場規模等を把握するとともに、質の高いインフラの経済的メリットを定量化し、地域フォーラム等においても環境インフラ技術の普及に向けて発信を行う。

プロジェクト形成に向けた制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援

各国の実情に応じて、以下の政策をテーラーメイドで設計し、戦略的に支援する。

- ▶ JCM プロジェクト、モデル事業等を通じた個別のプロジェクトの形成の促進
- ▶ 政府関係機関との連携、国際開発金融機関(ADB、世界銀行等)、緑の気候基金(GCF)や GEF などの外部資金を活用するための資金獲得能力支援による個別プロジェクトの形成支援
- ▶ 都市間連携による具体的な環境政策の普及及び個別プロジェクト案件形成支援
- ▶ 各国又は地域レベルでの関連分野基礎情報・データ整備、環境負荷低減・経済効果の分析支援
- ▶ 環境法制度や基準、技術ガイドライン等の制度構築支援
- ▶ 法施行、環境分野の理解及び行動促進のための人材育成、能力開発支援
- ▶ 各国又は地域レベルでの環境技術等の規格化や国際標準化等

(C) 体制

以下のように、官民一体の体制を構築し、戦略的に進めていく。

環境省内体制の抜本的強化

- ▶ 環境省内に、引き続き「環境インフラ海外展開タスクフォース」を設置し、省内横断的に、我が国の環境インフラ海外展開のための基本戦略、具体的なアクションプランの策定及び関係機関との連携等を実施する。
- ▶ 地球環境局に、環境インフラ海外展開の基本戦略の実施及び国内外の総合調整・交渉のための組織を立ち上げ、環境インフラ海外展開相談窓口を開設し、ワンストップとして、環境インフラの海外展開を検討中の民間企業との連絡調整を強化する。
- ▶ 廃棄物・リサイクル分野は、多くの国で幅広いニーズがあるとともに、個別のインフラプロジェクトの準

備も進んでいる段階にあり、緊急性も高いため、体制を抜本的に強化する。

外部の関係機関・組織等との連携

- ▶ 外務省及び関係省庁とも連携し、首脳外交も含めて、様々な機会を通じて我が国の環境インフラの長所を発信するとともに、二国間協力の強化やプロジェクト形成・実施の促進を図る。
- ▶ 途上国における案件形成、プロジェクトの実施などに当たって、政府関係機関、国際機関(ADB、世銀、GCF、GEF、IRENA、ERIA等)等との連携を強化する。その際、関係者との情報共有や連携の場を設ける。
- ▶ 自治体における環境行政の実施に係る知見の移転を促進するため、都市間連携を積極的に活用する。
- ▶ 在京大使館を対象とした説明会、見学会により、大使館を通じた途上国の情報発信を実施する。
- ▶ 具体的な事業の担い手である民間事業者や業界団体と連携し、各国のニーズに応じた、迅速な協力を展開する。
- ▶ 国の研究所やアカデミアとも連携し、個別の分野ニーズに応じて、各国での協力を展開する。
- ▶ 相手国の大使館・関係省庁等にも職員を派遣し、総合的な環境協力形成を支援する。

III. 分野別実施方針

各分野別の実施方針を以下に示す。なお、今回、経協インフラ会議で新たに分野が位置付けられた廃棄物分野及び環境インフラの主要部分である気候変動緩和策については、別途、より詳細な分野別の戦略を策定する。

(A) 気候変動緩和策

分野別方針

温暖化対策の緩和の分野では、各途上国が国別削減目標(NDC)を策定していることから、その実現可能性の向上及び着実な実施に向けて、各国のNDCの具体的なアクションプラン化を支援する。2050年までの長期戦略の策定は、環境インフラニーズを顕在させ具体的なプロジェクト案件の形成につながるものであり、その策定支援を行う。これらの諸計画等に基づき、制度構築から個別プロジェクトの案件形成に至るまで、政府関係機関等との連携を図りつつ、各国の段階に応じた支援を行う。

個別のプロジェクト案件形成に当たっては、都市間連携を通じて、都市レベルでの低炭素化を図るべく、プロジェクト案件組成を日本の自治体と連携して進める。さらにプロジェクトの案件形成のため、二国間クレジット制度(JCM)パートナー国はもとより、その他の国においても低炭素技術の普及を促進するとともに、GEFや緑の気候基金(GCF)との気候変動ファイナンスの活用、政府関係機関等との連携を通じて、案件形成を支援する。

具体的アクション

- ▶ 各途上国のNDCの達成に向けて、セクター別の削減量の定量化や費用対効果を考慮した対策技術の特定といった我が国の知見や経験を活用しながら、温暖化対策実施計画の策定を支援。
- ▶ 日本の自治体の有する低炭素社会形成の経験やノウハウを活用し、都市レベルでのマスタープラン

作成等を支援するとともに、個別プロジェクトのニーズを同定、案件形成を支援。

- ▶ JCM 資金支援事業に加え、政府関係機関と連携し、個別プロジェクトの案件形成への資金支援を実施。
- ▶ 途上国における低炭素技術普及資金の多様化を図るため、緑の気候基金(GCF)の提案書作成のための能力開発等を支援。
- ▶ JCM の最新情報を国内外に提供し、先行する他のパートナー国や都市等の事業の知見・経験を生かした事業形成、より費用対効果の優れた JCM プロジェクトの候補案件の発掘、案件組成に向けた課題の抽出及び対応策の検討等を実施。

(B) 気候変動適応策

分野別方針

途上国は、気候変動に対する脆弱性が高く、既に様々な分野で気候変動の影響が現れており、今後、影響が更に大きくなることが予想されている。途上国の適応策に対するニーズは大きく、我が国の民間事業者が有する技術やサービスを適応ビジネス(自然災害に対するインフラ技術、早期警戒技術等)として海外展開することを目指す。また、既に途上国に進出している、又は今後進出することを予定している民間事業者に対して、科学的な気候リスク情報を提供し、リスクへの的確な対応を図る。これらを支える国際的な情報基盤として、「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を2020年までに構築する。

具体的アクション

- ▶ 二国間の行政機関・研究機関等による連携・協力体制を構築し、途上国において脆弱な分野(農業、水資源、自然災害等)を対象とした気候変動影響評価を実施し、人材育成や適応計画の策定・実施に貢献。
- ▶ 二国間協力事業の内容やアジア開発銀行(ADB)のプロジェクトの成果物等を中心に、アジア太平洋地域の気候リスク情報、影響評価・適応取組事例の収集・整理を行い、その結果を活用して AP-PLAT を構築。
- ▶ AP-PLAT が有する情報を我が国の民間事業者に積極的に提供し、適応ビジネスの海外進出や、途上国における投資リスクの低減、気候リスクへの的確な対応を促進。

(C) 廃棄物・リサイクル

分野別方針

循環産業の国際展開及び適切な資源循環システムの構築に向け、アジアの関係国を中心に、高度な技術の導入や資源循環の促進による長期的な環境・経済・社会面でのメリットを積極的に発信する。また、二国間協力の枠組みによる合同委員会を通じて、我が国の制度、システム、技術、インフラ等の紹介等の制度導入支援を行うとともに、専門家派遣、ワークショップ等を行い、廃棄物発電、生活排水処理等に係るビジネスモデルや適切な技術の選定プロセスの確立等を、パッケージで支援する。アフリカにおいても、廃棄物処理に係る人材育成、ガイドラインの作成、パイロットプロジェクトの選定等を進める。

具体的アクション

1) 多国間支援

- ▶ 2009年に我が国提唱で設立された「アジア・太平洋3R推進フォーラム」や2017年4月に設立された

「アフリカのきれいな街プラットフォーム」をはじめとした多数国間での協力基盤の場を活用。

- ▶ 廃棄物発電などの高度な技術の導入による対象国・地域における長期的な環境負荷低減・経済効果を、分析し、国際発信。
- ▶ 各国又は地域レベルでの循環産業の国際展開に係る基礎情報・データ整備を実施。(アジア太平洋地域3R白書の発行、アフリカ地域における廃棄物の基礎情報・データ整備など。)
- ▶ 廃棄物収集や廃棄物由来固形燃料等 ISO の国際標準化議論へ参画し、我が国の仕様に沿った規格・基準を提案。
- ▶ これらの取組に当たっては、UNEP/IETC、国際連合地域開発センター(UNCRD)、国際連合人間居住計画(UN-HABITAT)、東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)等の国際機関と連携。

2) 二国間支援

- ▶ 相手国との合同委員会を通じて、技術基準・入札プロセス等の制度導入支援を行い、質の高い技術が導入できるよう提携整備を図るとともに、国情・事業形態に合わせたファイナンスモデルを開発・適用。
- ▶ 日本の民間事業者による、相手国での事業実現可能性調査(FS)を支援し、案件形成を推進。案件形成と事業実現化にあたっては、政府、自治体、民間事業者等ステークホルダーが相互に連携しながら、我が国の制度・システムを導入しつつ、本邦企業の持つ廃棄物処理技術・システムを導入するべくパッケージで支援。
- ▶ 相手国との二国間協力の枠組みを活用しつつ、モデル事業を実施。現地でのニーズ等を聴取し、モデル事業を他都市及び他国に対して水平展開。モデル事業実施にあたっては、JCM スキームを活用するとともに、政府関係機関や ADB 等と連携。
- ▶ 住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでのプロセスに対応し、訪日研修や相手国における能力強化研修等による人材育成、能力開発、及び日本や第三国において本邦企業が建設した廃棄物処理・リサイクル施設の視察を実施。

(D) 浄化槽

分野別方針

集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスの取れた包括的な汚水処理サービスを提案し、東南アジア地域などにおける公衆衛生及び水環境の保全のため、中堅・中小企業も含めて浄化槽の海外展開を支援する。また、製造・施工・維持管理等を担う人材の育成、制度面や維持管理体制の整備等を支援する。

具体的アクション

- ▶ マスタープラン策定の段階から、都市中心は下水道、郊外の大型施設やコミュニティは大型浄化槽、周辺部は小型浄化槽という、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスのとれた包括的な汚水処理サービスを提案するとともに、汚泥管理・処理体制の確立を含め、下水道と浄化槽がパッケージ化された案件形成を促進。
- ▶ F/S に係る資金支援や現地情報の我が国企業への提供、各途上国におけるビジネスモデルの確立、標準的な仕様書の作成、ADB 等の金融機関との連携などにより、案件組成を支援
- ▶ 国際協力機構(JICA)の中小企業海外展開支援事業等と連携し、アジア地域における浄化槽の普及

に向け、制度面や維持管理体制整備に係る働きかけを含めた支援を実施

- ▶ ASEAN 地域に適した浄化槽の標準化を目指し、製品仕様の現地化、公正な性能評価スキームの社会実装等を目指した研究プロジェクトを産官学の連携により実施

(E) 水環境保全

分野別方針

アジア諸国における水処理技術普及のための制度・人材面、技術面等での課題を解決するため、アジア諸国の行政官のネットワークにおいて、水環境管理に携わる関係者間の協力体制を構築し、情報収集・普及や人材育成・能力構築等を通じた水環境ガバナンスの強化を実施する。また、我が国の民間企業が持つ排水処理技術の実現可能性調査や現地実証試験等のモデル事業を通じたアジア諸国への水処理技術等の海外展開を支援する。これらの連携により、アジア諸国の政府関係者と我が国企業とのマッチング機会の創出を図り、モデル事業を通じてより多くの案件形成をモデルケースとして支援し、その情報を共有することにより、我が国民間企業の海外展開を更に活性化させ、より戦略的にアジアの水ビジネスへの参入機会拡大を図る。

具体的アクション

- ▶ アジア水環境パートナーシップ (WEPA) の枠組みにより、アジア諸国における具体的な水環境の課題解決に向け、各国が自主的に行うアクションプログラムの策定を支援し、成果を年次会合やワークショップ等の場を通じて参加国間において情報共有するとともに意見交換を実施。
- ▶ 現地での導入事例がないために技術の採用に躊躇しているという状況に対応するためには、「効果を見せる」ことが有効。公募を通じて選定した我が国民間企業の排水処理技術のアジア諸国における実現可能性調査や現地実証試験の実施を支援。
- ▶ WEPA の会合等にモデル事業者を招聘すること等により、排水処理技術の提案を実施するとともに、アジア諸国の水環境情報や行政等の技術ニーズ等を共有 (マッチングの機会の創出)。

(F) 環境アセスメント

分野別方針

インフラ開発が急速に進展している東南アジア諸国においては、環境アセスメント制度の構築が進んでいるものの、各国は同制度の執行において様々な課題を抱えている。我が国のインフラ関係事業者や環境アセスメント関係産業によるアジア諸国への進出を円滑化するためには、それらの課題に応じ、各国の環境アセスメント関係者 (行政庁、国際機関、アセスメント事業者等) の能力構築を通じて各国の環境アセスメント制度の拡充や執行力の向上を促すほか、制度の透明性を高め、我が国のインフラ関係事業者が各国の制度や運用を正しく把握することが必要である。

こうしたことを踏まえ、東南アジア各国の環境アセスメント法体系及び執行を十分なものとするための人材面や技術面での課題解決に向け、東南アジア各国の環境アセスメント関係者によるネットワークの構築及び発展を通じた情報交流の促進、そして二国間協力による制度構築・発展への支援を行う。

これらの実施に当たっては、上記(A)～(E)その他の分野における我が国のインフラ輸出とも連携しながら戦略的に展開する。

具体的アクション

- ▶ 2016年5月に我が国において開催した「アジア地域における環境影響評価に関する国際会議」(環境省主催)を通じて構築された、アジア各国の環境アセスメント担当行政官等とのネットワークを強化し、情報交流及び相互協力を促進。
- ▶ 個別の国との二国間協力を通じて、同国行政官やアセスメント事業者等の能力向上等に取り組み、制度発展及び執行力強化に向けた協力を進める。
- ▶ それらの取組を通じて東南アジア各国の動向を正確に把握し、我が国のインフラ関係事業者に対して情報発信等を進めることにより、事業者による海外展開を円滑化。

IV. 地域別実施方針

(A) 東アジア・東南アジア

東アジア・東南アジア諸国においては、大都市域を中心に、交通の集中に伴う大気汚染問題、生活排水や産業排水などによる水質汚濁問題、廃棄物の処理問題等を抱えており、環境分野全般において、具体的な環境インフラのニーズが高く、実際に導入される技術も日本と同等のレベルが求められる段階に入りつつある。インドネシア、ベトナム、モンゴル等については協力覚書を締結し、大気汚染対策、水質汚濁対策、気候変動対策(緩和と適応)、廃棄物処理等において、総合制度構築や人材育成の支援等のインフラのための環境整備を継続して実施しつつ、個別のプロジェクト案件形成のための環境分野の基準等の策定から、実際のプロジェクトの入札に当たっての技術要件の策定のサポート、実プロジェクトの資金アクセスの支援に至るまで、日本の技術を活用した環境インフラ導入に至るまでの包括的支援等を行う。

気候変動の緩和対策においては、ほとんどの東南アジア諸国が JCM パートナー国であり、多くのプロジェクトを形成している。今後とも、民間企業の進出が進みやすい有望分野として、事業の発掘とともに、政府関係機関等とも連携して、多様な資金調達の支援を実施し、その実現化を進める。また、緩和に関する制度作りとしては、東南アジア諸国の中でも政策のレベルが異なるが、各国のニーズに応じて NDCs の計画的実施や長期戦略の策定を支援することで、省エネ・再エネの導入ポテンシャルを明らかにするとともに、技術の導入が促進されるための制度導入支援を行っていく。

気候変動適応策については、アジア太平洋地域の気候リスク情報を AP-PLAT を通して提供し、途上国の適応策の支援や、民間事業者の適応ビジネスの海外展開につなげる。例えばインドネシアにおいては、国家開発計画庁(BAPPENAS)と連携しながら適応計画の策定支援を行っており、このような二国間連携事業を通して、途上国の開発政策やインフラ政策等の既存の政策の中に適応を組み込むことにより、適応策を進めやすい環境整備を支援する。

廃棄物・リサイクル分野では、廃棄物発電をはじめとしたガイドライン等の法制度整備支援、ビジネスモデルの確立支援、訪日研修等を包括的に実施する。たとえば、フィリピンにおいては、廃棄物分野における日フィリピン環境対話を実施しており、廃棄物発電ガイドラインの策定を支援している。具体的には、第2回日フィリピン環境対話にて、ダバオ市及びケソン市を両国間における廃棄物発電推進に向けた環境モデル都市として選出し、日本の自治体との都市間連携も深めながら廃棄物発電事業の実施を支援している。また、インドネシアにおいては、廃棄物発電推進のための日尼合同委員会を立ち上げ、同委員会を通じ、日

本の自治体や相手国の自治体からの参画も得ながら、技術面・ビジネス面での法制度整備、モデル事業の検討を実施し、廃棄物発電事業を推進していく。また、こうした二国間協力の枠組みと合わせて、アジア・太平洋3R 推進フォーラムをはじめとした多国間の協力基盤を通じ、我が国循環産業の情報発信と連携強化する。さらに、大学や研究機関と連携し、例えば3R 白書の発行やERIAを通じた循環産業の経済面及び環境負荷低減面での長期的メリットの発信を通じ、循環産業の国際展開に向けた基盤整備を実施する。

浄化槽分野では、ASEAN 地域に適した浄化槽の標準化を目指し、製品仕様の現地化、公正な性能評価スキームの社会実装等を目指した研究プロジェクトを産官学の連携により実施する。また、JICA の中小企業海外展開支援事業等と連携し、アジア地域における浄化槽の普及に向け、制度面や維持管理体制整備に係る働きかけを含めた支援を実施する。

水環境保全分野では、南アジアも含めて、水処理技術普及のための制度・人材面、技術面等での課題を解決するため、アクションプログラムの策定やモデル事業の実施により水処理技術の導入・普及を支援する。

環境アセスメント分野では、アジア各国の環境アセスメント関係者間のネットワークを強化し、情報交流及び相互協力を促進するほか、東南アジアにおける二国間協力を通じて、当該関係者の能力構築等に取り組み、制度発展及び執行を十分なものとする。また、それらの取組を通じて東南アジア各国の動向を正確に把握し、我が国のインフラ関係事業者に対して情報発信等を進める。

(B) 南アジア

南アジアは、宗教・民族・文化・言語などの多様性に富んでいる一方で、人口も多く、都市化に伴う環境/廃棄物問題が深刻化しており、また自然災害に対して脆弱な地域である。このため、各国の宗教、文化の違い等に留意しつつ、開発段階の状況を踏まえながら協力を進めていく必要がある。

インドでは、当面は、気候変動対策、廃棄物・3R対策、化学物質対策のマルチの枠組みを使った協力関係を保持しつつ、特に廃棄物分野で、研修等を通じて、主要都市の人材育成を行い、インフラニーズの発掘に努める。

その他のJCMパートナー国では、引き続き、今後とも、事業の発掘とともに、政府関係機関等とも連携して、多様な資金調達支援を実施し、その実現化を進める。

(C) 大洋州を中心とする小島嶼国

島嶼国は、大型のインフラのニーズは少ない一方、環境負荷が社会に与える影響は大きく、個々の島嶼国のニーズに即した支援をきめ細かく行う必要がある。

気候変動の緩和については、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等とも連携し、再エネ等の普及促進支援を行うとともに、JCMパートナー国においては、緩和プロジェクトの発掘及びその具体化を進める。

また、気候変動適応策はニーズも高いことから、海面上昇や高潮・高波に脆弱な小島嶼国に対して適応計画の策定支援を行いながら、インフラニーズの発掘に努める。また、小島嶼国の気候リスク情報をAP-PLATを通して提供し、適応策を支援する。

(D) 中東

中東では、我が国の資源安全保障上、重要な地域であるが、国によっては治安の悪化等により生活・社

会基盤が荒廃しているところもある一方、豊富な石油・天然ガスによる経済発展を背景に、我が国と同等の環境インフラの整備が十分可能な国もある。このため、各国の実情を踏まえつつ、商慣習の違い等に留意して、協力を進める必要がある。

クウェートでは、特に都市における廃棄物分野が喫緊の課題となっていることを踏まえ、クウェート民生庁との間で、2016年5月に都市廃棄物分野における協力覚書を署名し、廃棄物処理に関する合同ワークショップ開催等を実施している。その他の国においても、ニーズを見極めつつ、横展開の可能性を検討していく。また、JCMパートナー国においては、緩和プロジェクトの発掘及びその具体化を進める。

イランについては、2014年4月に二国間の環境協力覚書を締結しており、大気汚染対策、水質汚濁対策、気候変動対策(緩和と適応)等の分野で、情報提供や人材育成の支援を実施してきた。今後は、廃棄物や浄化槽などの分野での研修も予定されており、そうした機会を活用して今後の協力可能性を検討する。

(E) アフリカ諸国

現在、「アフリカ経済戦略会議」の下で政府を挙げてアフリカへの協力を強化しつつある中、環境分野は、マルチの活動により、個々の環境分野の対策の必要性や今後の政策の方向性について共有し、インフラの具体的なニーズを掘り起こす段階にある。

廃棄物分野については JICA と連携して、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を 2017 年 4 月に設立し、アフリカ諸国に、都市廃棄物に関する各国の知見・経験の共有、人材・組織の能力向上、優良な取組に関するガイドラインの提示と適用、パイロットプロジェクトの選定等を行い、具体的なインフラニーズの醸成を行っていく。

また気候変動の緩和では、JCM パートナー国において今後とも JCM 資金支援事業を通じた案件形成及びその具体化を進め、個々のプロジェクト支援を進めるとともに、緩和施策の必要性について認識を深める。その他の分野においても、今後、先方のニーズにマッチし環境省の経験を活用できる分野について、関係機関と連携しながら、政策対話や専門家の派遣、我が国の環境技術に立脚したプロジェクト等を展開する。